

準県内企業の定義について

【準県内企業の定義】

○法面工事①

- ・ 県内事業所における従業員の数 : 15名以上
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率 : 2/3以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数 : 5名以上
- ・ 資材置場、倉庫等の有無 : 有
- ・ 入札参加対象 : すべての法面工事

○法面工事②

- ・ 県内事業所における従業員の数 : 4名以上～15名未満
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率 : 50%以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数 : 2名以上
- ・ 資材置場、倉庫等の有無 : 有
- ・ 入札参加対象 : 設計価格3千万円以上の法面工事

○安全施設設置工事

- ・ 県内事業所における従業員の数 : 4名以上
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率 : 50%以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数 : 2名以上
- ・ 資材置場、倉庫等の有無 : 有
- ・ 入札参加対象 : 設計価格3.5百万円以上の安全施設設置工事

○電気工事（信号機以外）

- ・ 県内事業所における従業員の数 : 50名以上
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率 : 50%以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数 : 5名以上
- ・ 資材置場、倉庫等の有無 : 有
- ・ 入札参加対象 : 設計価格3億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の電気工事（信号機以外）

○管工事

- ・ 県内事業所における従業員の数 : 50名以上
- ・ 県内事業所における県内在住従業員比率 : 50%以上
- ・ 県内事業所における主任技術者数 : 5名以上
- ・ 資材置場、倉庫等の有無 : 有
- ・ 入札参加対象 : 設計価格3億円以上かつ特定建設工事共同企業体案件の管工事

【準県内企業への新規認定要件】

新たに準県内企業として認定を受けるためには、次のとおり同種工事の施工実績を要件としています。

〈過去10年間、国・地方公共団体等が発注した請負金額5百万円以上の工事、元請としての施工実績〉

- 法面工事① : 100件以上
- 法面工事② : 50件以上
- 安全施設設置工事 : 200件以上
- 電気工事（信号機以外） : 100件以上
- 管工事 : 100件以上